



資料1-1

第202400174714号

令和6年10月22日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 板倉 高司 様

鳥取県知事 平井 伸治

(公印省略)

鳥取県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）の一部を別紙のとおり改正することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第5項及び同法第119条第8項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第7項の規定により諮問します。

担当

農林水産部水産振興局漁業調整課

漁業調整担当 本田

電話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

第1条～第11条 略

(鳥取県漁業調整規則の一部改正)

第12条 鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第61条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は</u>、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した<u>とき</u>。 (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>とき</u>。 (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>とき</u>。 2 略 第62条 第26条第1項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した<u>ときは、当該違反行為をした者は</u>、科料に処する。	第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した<u>者</u>。 (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した<u>者</u>。 (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した<u>者</u>。 2 略 第62条 第26条第1項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第7条の規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第9条の規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)、第10条の規定(「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮」に改める部分を除く。)及び第12条の規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

鳥取県漁業調整規則の一部改正について

1 背景・概要

- 令和4年6月17日に「懲役」と「禁錮」を一元化して「拘禁刑」を創設する改正刑法が公布され、令和7年6月1日から施行されることとなった。
 懲 役…刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑
 禁 錮…刑事施設に拘置する刑
 拘禁刑…刑事施設に拘置する刑で、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。
- 「懲役」には、「懲らしめ」と「再犯防止」の二つの側面があるが、再犯防止施策が成果を上げる中、安全・安心な社会の実現のため、受刑者の「改善更生」「必要な指導」が明記された「拘禁刑」の創設等により受刑者の社会復帰を促進し、「再犯防止」が強化される。(詳細は裏面参照)
 ⇒「懲役」では一律に刑務作業が義務であり、再犯防止や社会復帰に必要な指導(受刑者に犯罪の責任を自覚させたり社会生活の適応に必要な知識や生活態度を習得させたりするためのもの)を十分に受けることができない課題が指摘されていたが、「拘禁刑」では、刑務作業が義務でなくなり、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇(※)が可能となる。
 ※ 円滑な社会復帰のため、体や認知の機能が衰えた高齢受刑者にリハビリをすることや若年受刑者に更生指導や学力向上のための教科指導を手厚く行うことなど
- このたびの刑法改正に伴い、水産関係では、漁業法や水産資源保護法など「懲役」を定める関係法律も合わせて改正され、県漁業調整規則(以下「調整規則」という。)についても同様に改正を行うもの。
- また、水産庁が示す調整規則例についても、両罰規定の対象となる規定について自然人を対象とすることを明確化する文言修正が行われたことから、合わせて改正する。
 両罰規定…業務主の代表者又は使用人・従業員が業務主の業務に関して違法行為をしたとき、行為者を罰するほか、業務主を処罰する規定。
 自然人……「法人」に対する法律用語で、「権利義務」の主体である個人のこと。近代法では、全ての自然人が出生から死亡に至るまで完全な権利能力を認められている。
- なお、本県では、刑法改正に伴う関係規則の改正は「刑法の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則」として、その他の県の規則と一括して改正の手続きを行うこととしている。

2 調整規則の一部改正の内容

- (1) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正(調整規則第61条)
 調整規則第61条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- (2) 文言の適正化(調整規則第61条及び第62条)
 調整規則第61条第1項中「該当する」の後に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第62条中「違反した」の後に「ときは、当該違反行為をした」を加える。
- (3) 施行期日
 令和7年6月1日から施行する。ただし、第61条の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。)及び第62条の改正規定は、公布の日から施行する。
- (4) 経過措置
 この改正の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正は、法改正に伴う形式的な改正であり、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

4 今後のスケジュール(想定)

- 10月下旬 海区委員会諮問、答申(10/31)、内水面委員会諮問、答申(10/29)
- 11月上旬 農林水産大臣への認可申請
- 12月上旬 国認可
- 12月中旬 一括規則起案課による一括規則の起案
- 12月下旬 公布・施行

(「懲役」を「拘禁刑」に改める改正はR7.6.1施行。文言の適正化は公布の日施行。)

(参考) 鳥取県漁業調整規則 抜粋

- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (1) 第34条第1項、第35条から第45条まで、第47条第1項、第48条第1項又は第49条の規定に違反した者
 - (2) 第34条第13項において準用する第14条第1項若しくは第2項又は第48条第3項の規定により付けた条件に違反した者
 - (3) 第24条第1項(第34条第13項において準用する場合を含む。)、第34条第13項において準用する第23条第2項、第47条第2項又は第52条第1項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。
- 第62条 第26条第1項(第50条第8項において準用する場合を含む。)、第32条、第34条第10項又は第46条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。
- 第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第61条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。：両罰規定

刑法等の一部を改正する法律

(令和4年6月13日成立)

令和4年6月
法律第9号
省

処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入

背景・経緯

◎再犯防止対策の必要性・重要性

再犯防止施策が着実な成果を上げつつある中、**安全・安心な社会の実現のためには、より一層の対策が必要・重要**

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

- ・ 犯罪をした者等に対する**指導及び支援**については、その者の**特性を踏まえて行う**（11条1項）
- ・ 指導につき、**被害者等の心情の理解を促す**とともに、**円滑な社会復帰**に資するよう留意（11条2項）
- ・ 再犯の防止に有効な者につき、社会内で指導を受けられるよう、必要な施策を講ずる（21条）

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

犯罪者処遇の充実のための法整備についての**法制審議会の答申**を踏まえ、**所要の措置**を講じる。

○平成29年2月 法制審議会に諮問 ～ 令和2年10月 答申

◎ 拘禁刑の創設 [刑法、刑事収容施設法の改正]

○ 懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

【改正後の刑法12条等】

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ・ 懲役は、刑事施設に 拘置して所定の作業を行わせる 。 | ・ 拘禁刑は、刑事施設に 拘置する 。 |
| ・ 禁錮は、刑事施設に 拘置する 。 | ・ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる 。 |

- 現行法上、懲役は、一律に作業を行わせることとされているが、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進

※ 整理法により、他法律の罰則の改正等を行う

◎ 刑の執行猶予制度の拡充等 [刑法、刑事訴訟法、更生保護法等の改正]

- 再度の執行猶予の適用範囲の拡大
- 猶予期間満了後の刑の執行の仕組みの導入
- 再保護観察付執行猶予者の処遇の特則・保護観察処遇の充実

公布後3年以内施行

◎ 施設内・社会内処遇の一層の充実化等 [刑事収容施設法、更生保護法等の改正]

○ 受刑者に対する社会復帰支援

【改正後の刑収法106条】

- ・ 刑事施設の長による社会復帰支援（**帰住**、医療、就業、修学等の**支援**）を規定
- 刑事施設の長の責務として、より一層の取組を推進

○ 受刑者の資質・環境の調査（処遇調査）における鑑別の活用

【改正後の少鑑法17条1項3号等】

- ・ 刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大
- 若年の受刑者を始めとする個々の受刑者の特性に応じた処遇を推進

○ 被害者等の心情等を踏まえた処遇

【改正後の刑収法84条の2,103条, 改正後の更生保護法50,57,65条等】

- ・ 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備
- ・ 被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育を行うことを明確化
- ・ 被害の回復・軽減に努めるよう指示することを保護観察の指導監督の方法に追加
- 罪を犯した者等に、被害の実情等を直視させ、反省・悔悟の情を深めさせる

○ 刑執行終了者等に対する援助 など

【改正後の更生保護法83条の2,85条,88条の2,88条の3等】

- ・ 更生緊急保護の充実化（対象拡大、期間延長等）
- ・ 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整に関する規定の新設
- ・ 地域住民等からの相談に応じ助言等の援助を実施 等
- 釈放後の安定した生活のための地域における切れ目ない援助等を実施

公布後1年6月以内施行
※再保護観察付執行猶予者の
処遇の特則部分は、
公布後3年以内施行